

役員一覧

役員

代表取締役頭取	西澤 仁志
常務取締役	大沢 孝一
常務取締役	宮崎 幸男
取締役 (本店営業部長)	小出 和幸
取締役 (営業統括部長)	縣 浩幸
取締役 (市場運用部長)	山下 潤
社外取締役	内川 小百合
社外取締役	二木 馨三
社外取締役	井口 彰
常勤監査役	堀川 伸二
社外監査役	神戸 美佳
社外監査役	轟 速人
社外監査役	降旗 征一郎

(注) 1. 取締役小出和幸は、松本西支店長および高宮支店長を兼務しております。
 2. 社外取締役内川小百合氏、二木馨三氏および井口彰氏、社外監査役轟速人氏および降旗征一郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2022年6月30日現在)



代表取締役頭取 西澤 仁志



常務取締役 大沢 孝一



常務取締役 宮崎 幸男



常勤監査役 堀川 伸二

会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、経営理念に「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くす。」ことを掲げるとともに、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像としています。

この実現のために、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」ことを長期経営計画の基本方針のひとつに掲げるとともに、経営資源を十分に有効活用し、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレート・ガバナンスの実効性の確保のため、経営管理態勢の一層の強化に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

●取締役会

取締役会は、定時取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行のモニタリングを実施しております。また、監査役が出席し、経営の監視機能を強化しております。

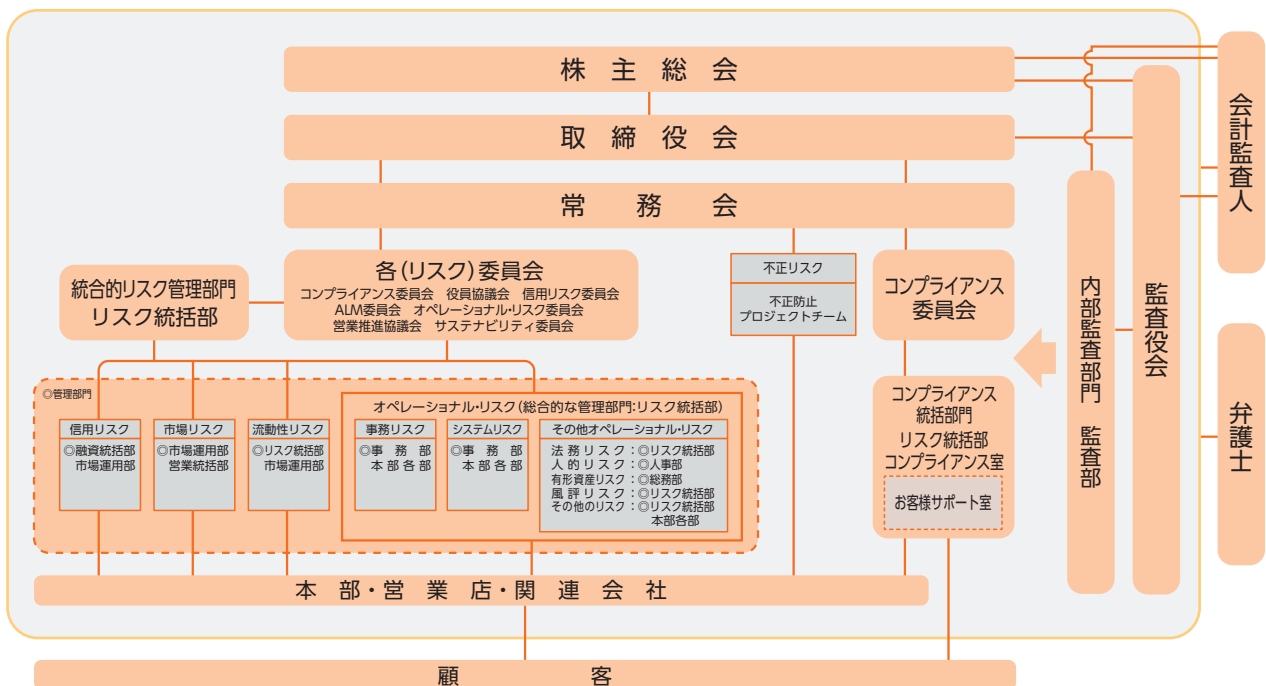
●監査役会

監査役会は、原則として毎月開催することによって、有効な経営監視機能を果たしております。また、監査役は、内部監査部署による内部監査報告の活用並びに会計監査人と意見交換などを行うことにより、監査の実効性を高めております。また、常勤監査役は、取締役会、常務会および各種委員会等に出席することにより、意思決定のプロセス並びに業務執行状況の経営監視を行っております。

●常務会

常務会は、原則として毎週開催しており、重要な銀行業務の執行について協議し、その適正かつ円滑な運営を図っております。また、常勤監査役が出席し、経営の監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンス体制図



コーポレート・ガバナンスに関する報告書について

コーポレート・ガバナンスに関する報告書(PDF)を長野銀行のホームページでご覧いただけます。

<https://www.naganobank.co.jp/site/aboutus/governance.html>

該当ホームページ
へはこちらから



リスク管理体制

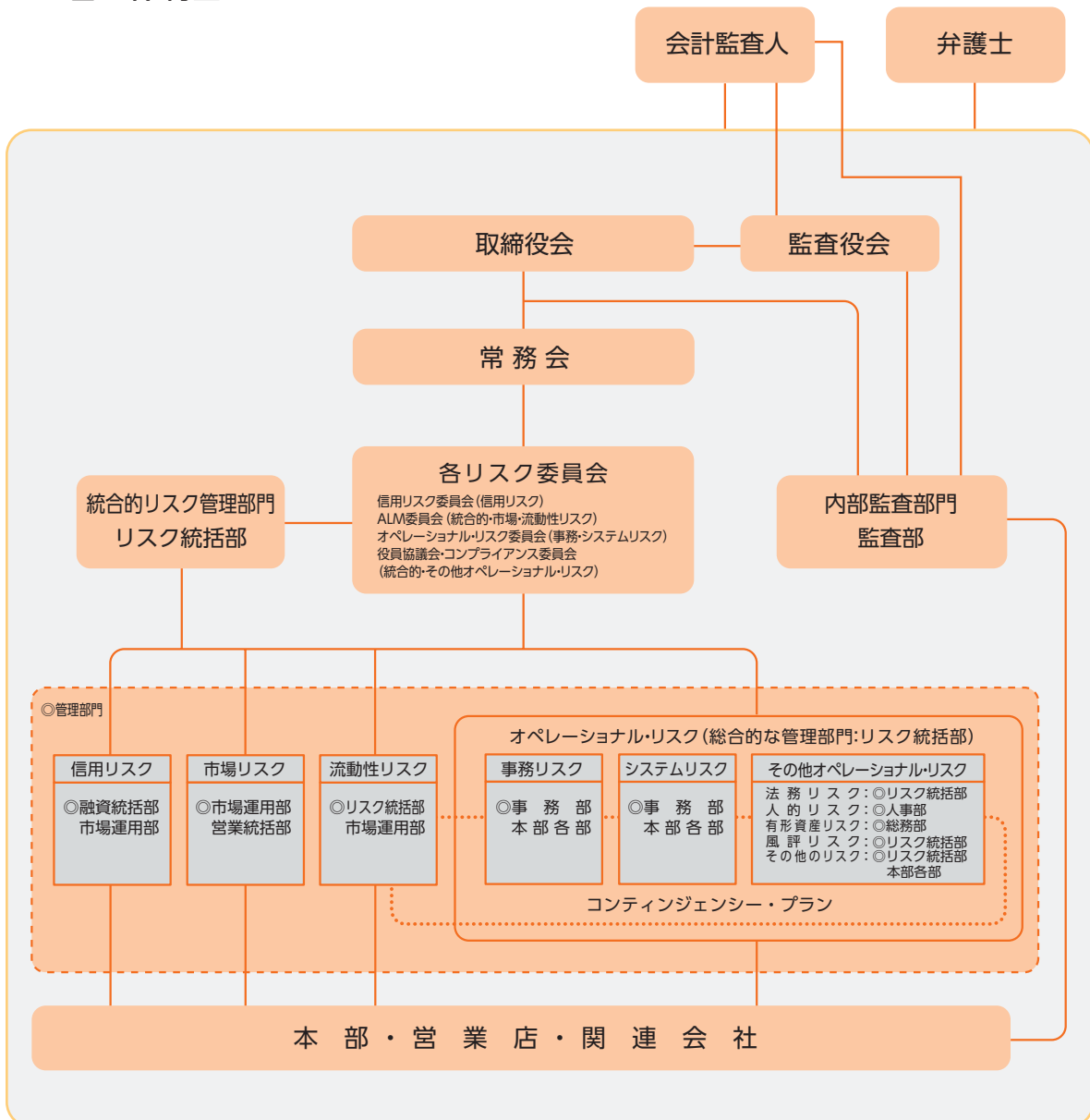
金融の自由化・国際化の進展、デリバティブ取引をはじめとする金融技術の発展に伴い、各金融機関はビジネスチャンスが拡大する一方で、これらに伴うリスクも一層多様化、複雑化してきており、各金融機関におけるリスク管理の重要性は一層高まってきております。

このような環境のなか、当行は経営の健全性維持と収益体質の向上を図るため、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして捉え、統合的リスク管理体制の強化に努めております。

各金融機関を取り巻く主なリスクには、信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等があり、当行ではリスク管理に関する方針および規程を制定し、リスク管理を適切に行うための組織および権限を明確化するとともに、リスク管理体制の有効性を検証するため、内部監査部門による「内部監査」、会計監査人による「外部監査」等を実施しております。さらに、これらのリスクを統合した銀行全体のリスク管理運営については、統合的リスク管理部門としてリスク統括部内にリスク管理課を設置し、リスク管理体制を整えております。

また今後、この統合的リスク管理をリスクアペタイト・フレームワークへあてはめることで「収益・リスク・資本」の一体的な管理を行い、リスク管理の枠組みから経営管理の枠組みへ発展させていくこととしています。

リスク管理体制図



コンプライアンス

コンプライアンスとは、各種法令はもとより、広く倫理や道徳を含む社会的規範などを遵守することであり、高い公共性と重い社会的責任を有する銀行においては、役職員一人ひとりが各種法令を遵守することはもちろんですが、社会的良識と高い職業倫理をもって職務を遂行していくことが求められています。

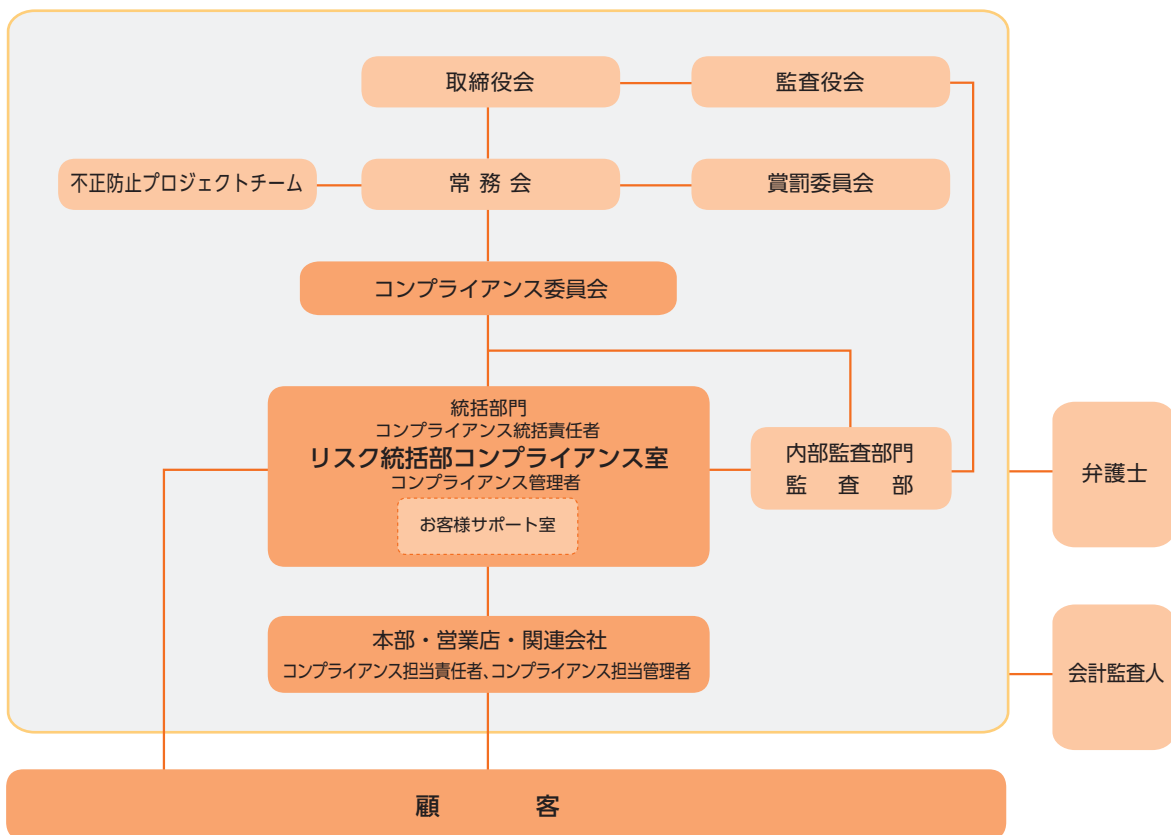
こうしたことから、当行では社会的責任と公共的使命を柱とする「企業倫理」を制定し、その遂行を経営の最重要課題と位置づけ、コンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。

具体的には、法令等遵守態勢を明確化し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を図るため「コンプライアンス規程」を定めているほか、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、当行のコンプライアンスに対する基本的な考え方や遵守すべき行動基準などを定めるとともに、関係法令の解説を取りまとめた役職員の手引書としております。

組織面では、役員および本部部長などをメンバーとしてコンプライアンス関連の施策を協議する「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、コンプライアンスの統括部署を「リスク統括部コンプライアンス室」とし、本部各部および営業店にコンプライアンス担当責任者およびコンプライアンス担当管理者を配置して、日常の営業活動のなかで法令違反などが発生することのないよう法令等の遵守状況の点検を行っております。

当行では、今後もお客さまや株主の皆さまから厚い信頼を得られるようコンプライアンス態勢の充実に取り組んでまいります。

コンプライアンス体制図



反社会的勢力の排除に向けた態勢

反社会的勢力に対する取組みについては、企業倫理において「反社会的勢力との関係遮断」として、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。」と宣言し、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力の排除に向け、態勢を整備しております。